

「県産材販売管理票」の発行・管理

「静岡県産材証明制度」が、適正に運用されるかどうかは、「県産材販売管理票」の発行・管理がうまく行われるかどうかにかかっています。

したがって、県産材取扱業者が「県産材販売管理票」を適正に発行・管理しなかった場合には、認定不適切業者として、登録の取り消しの対象になります。

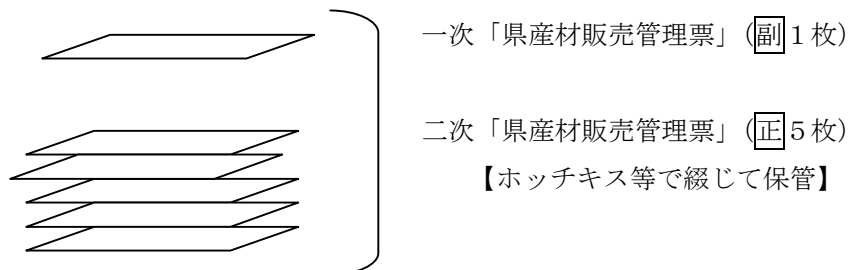
「県産材販売管理票」の適正な発行とは？

- ① 一次「県産材販売管理票」を発行できるのは、木材生産業者（素材生産業者、森林組合等）及び原木市場です。
- ② 流通・加工業者は、一次「県産材販売管理票」の複写がある場合のみ、それを基に二次・三次以降の「県産材販売管理票」を発行することができます。
- ③ 基となる「県産材販売管理票」の材積・本数を超えた量を記入した〇次「県産材販売管理票」を発行することはできません。

「県産材販売管理票」の適正な管理とは？

- ① 「県産材販売管理票」の貸し借りは認めません。
→「県産材販売管理票」は、交付された県産材取扱業者のみ使用可能です。
- ② 未利用の「県産材販売管理票」及び間違えて記入した「県産材販売管理票」は、全て保存しておきます。（不当に発行されていないか確認します。）
- ③ 「県産材販売管理票」は下記ルールに従って整理して頂きます。
ア 検査等の際に混乱しないよう、発行年月日の順にわかりやすく整理すること。
イ 二次以降の「県産材販売管理票」を発行した場合は、その上に基となる「県産材販売管理票」の（副）を添付すること。
- ④ 「県産材販売管理票」は3年間保存しなければなりません。

【流通段階における管理のイメージ】～仕入れた材を5件に分けて販売した場合の例～



県産材販売管理票の記入方法

(様式第5号)

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

県産材販売管理票(正・副)

一次・二次・三次・() ← 生産者は一次に○、それ以外は基となる管理票に1を加えた数字に○ 平成 年 月 日

管理票番号 ((登録) 業者番号) - (発行番号) - (市町番号) ← 必ず記入

↑
発行した日付を記入

*市町番号は、第一次管理票番号と同じとなる。

(販売先の事業者名を記入) 様

品番品名	末口径(厚さ)	材積	本(枚)数	長さ(幅)	備 考
スギ原木、ヒノキ柱、スギ杭丸太等					〇〇市・町 間伐材(林小班・面積)
↑ 販売した木材の種類を記入					↑ 一次管理表の場合は、生産地を記入(必須) 間伐材の場合は、その旨を記入(必須)
					↑ 間伐材搬出奨励事業により伐採した場合は、 林小班・面積を()書きで記入
合 計					↑ 二次以降の管理票については、 基となる管理票番号を記入(必須)

注：一次は末口径・材積、又は末口径・本数・長さを記入。
二次以降は材積又は、末口径(厚さ)・本(枚)数・長さ(幅)を記入。

上記の県産材は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

↑ 合法木材の場合は、その旨を記入する。 → (C o C 認証・合法認定等番号)
住 所 (発行事業者の内容を記入)
登録業者名
代 表 者 名

ただし、品番品名、材積等を、納品書などにより別途添付する場合は、添付書面で合法証明すること。

印

【一次】県産材販売管理票の記入例】

(様式第5号)

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

県産材販売管理票(正・副)

一次 二次・三次・() 産地の藤枝市(例)

平成23年 4月 1日



管理票番号 2602-0101-35

株式会社 県産製材所 様

品番品名	末口径(厚さ)	材積	本(枚)数	長さ(幅)	備 考
スギ原木	14~20	m ³ 5.2			藤枝市 間伐材 (1い1-1 1.00ha)
	合 計				

注：一次は末口径・材積、又は末口径・本数・長さを記入。

二次以降は材積又は、末口径(厚さ)・本(枚)数・長さ(幅)を記入。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

住 所 静岡市葵区〇〇町〇番〇号

登録業者名 〇〇〇森林組合連合会

代 表 者 名 代表理事会長 〇〇〇〇



【二次】県産材販売管理票の記入例

(様式第5号)

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

県産材販売管理票(正・副)

一次 (二次)・三次・() 産地の藤枝市(例)の番号

平成23年 6月 1日

管理票番号 2699-0051-35

株式会社 地域材建設 様

品番品名	末口径(厚さ)	材積	本(枚)数	長さ(幅)	備考
スギ柱(105角、3m)		m ³ 3.1	15本	3m	2602-0101-35←一次管理票の番号 間伐材
	合計		3.1		

注：一次は末口径・材積、又は末口径・本数・長さを記入。

二次以降は材積又は、末口径(厚さ)・本(枚)数・長さ(幅)を記入。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

住 所 静岡市葵区〇〇町〇番〇号

登録業者名 株式会社 県産製材所

代表者名 代表取締役 〇〇〇〇



【三次】県産材販売管理票の記入例】

(様式第5号)

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

県産材販売管理票(正・副)

一次・二次・**三次**・()

産地の藤枝市(例)の番号

平成23年 6月 1日



管理票番号 3001-0258-35

販売先の事業者名を記入 様

品番品名	末口径(厚さ)	材積	本(枚)数	長さ(幅)	備 考
スギ柱 (105角、3m)		m ³ 2.5	10本	3m	2699-0051-35← 二次管理票の番号 間伐材
	合 計	/	2.5		

注：一次は末口径・材積、又は末口径・本数・長さを記入。

二次以降は材積又は、末口径(厚さ)・本(枚)数・長さ(幅)を記入。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

住 所 静岡市駿河区〇〇町〇番〇号

登録業者名 株式会社 〇〇建設

代 表 者 名 代表取締役 〇〇〇〇